

厚生労働大臣が定める掲載事項等について

当クリニックは、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

◆明細書発行について

当クリニックでは医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、発行を希望される方については明細書を無料で発行しております。なお、明細書の発行を希望されない方は会計窓口等にてその旨をお申し出下さい。

◆医療情報取得加算について

当クリニックは以下の体制を整備しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

◆医療DX推進体制整備加算について

当クリニックは医療DXを通じた質の高い診療を目指しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・電子資格確認を利用し取得した診療情報を閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、利用しやすい環境を整備しております。

以下については現在整備しております。

- ・電子処方せんを発行する体制
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

◆後発医薬品の使用促進及び一般名処方について

当クリニックではジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いており、患者さまに必要な医薬品を確保するため以下のような体制を有しております。

- ・医薬品の供給に関する情報収集に努める
- ・医薬品の供給が不足した場合には治療計画等の見直しを行う

当クリニックではジェネリック医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名(商品名)を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品を一般名処方することによって薬局が薬を提供しやすくなります。

また2024年10月1日より、患者さまが、ジェネリック医薬品がある先発医薬品(長期収載品)を希望した場合に、ジェネリック医薬品との差額の一部(4分の1)が自己負担(選定療養)となるよう改訂されます。なお、下記の場合は対象外になります。

- ・医師が医療上必要と判断し、先発医薬品を指定した場合
- ・薬局にジェネリック医薬品がないなど、ジェネリック医薬品の提供が困難な場合